

アイヌ文化拠点施設検討事業業務仕様書

令和2年（2020年）10月
余市町経済部商工観光課

1. 業務の目的

「新たな道の駅」整備を契機とし、アイヌ文化の普及・継承の取組みやアイヌ文化関連の観光プロモーションなどを通じ、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、さらにはその誇りが尊重される社会の実現を目指し、本町の実情に応じたアイヌ文化の効果的・効率的な情報発信のため、調査・検討を行う。

2. 業務委託履行期間

契約締結の日から令和3年(2021年)2月26日(金)まで

3. 業務の内容

本業務は、町が後志自動車道余市インターチェンジ付近に移転整備を予定している「新たな道の駅」をアイヌ文化の情報発信拠点として整備すべく、施設規模や機能配置などについて検討する。

(1) 展示などアイヌ文化の見える化にあたっての「基本的な考え方」の検討・策定

本町では、古代から近世にかけての遺跡として余市川河口右岸の大川遺跡、左岸では入舟遺跡や天^{あまうち}内山遺跡などがあり、発掘調査によってサケ・マス漁を主体としたアイヌ民族の集落が営まれていた。また、アイヌ民族との交易を請け負った商家が拠点とした町内の旧下ヨイチ運上家は、現存する唯一の運上家という希少性など、北海道の西海岸で唯一といえるほどの多くの民具資料が残されている貴重な地域でもあるが、これら文化財は保存が中心となっており、来町者や町民がアイヌ民族の文化に触れあう機会は多くないのが現状である。このような中、平成30年には、後志自動車道余市インターチェンジが供用を開始し、本町では、同インターチェンジ周辺を「新たな道の駅」候補地としていること、また、本年度、民族共生象徴空間「ウポポイ」がオープンするなど、アイヌ文化に注目が集まっており、本町の宝と位置付けられるアイヌ関連文化群に、いま一度脚光があたるよう、アイヌ文化の情報発信や普及啓発につなげる。

ア. 展示等情報発信にあたっての「基本的な考え方」の検討・策定

国及び道が策定するアイヌ文化の情報発信に係る方針や計画のもと、次世代への継承や魅力ある地域社会の形成を目指し、地域の実情に合わせたアイヌの歴史や文化等の保存・情報発信に関する取組が行われており、これらに共通する情報発信に関する基本的な考え方について、各種調査等により読み解き、情報の整理を行う。そのうえで、地理的特性や北海道の西海岸唯一といえる民具資料の現存状況など本町の実情を踏まえ、国や道など上位方針と整合のとれた当町独自の基本的な考え方として整理し、将来の基本方針(案)や基本計画(案)として取りまとめる(売り手の視点)。

イ. 施設利用者の特性に沿った効果的・効率的なPRチャネルの洗い出し及び検討

「新たな道の駅」の想定来場者を「買い手」と捉え、実地やアンケート等により、利用者が必要としているアイヌ文化に関する情報を整理する。そのうえで、必要に応

じ、地理的特性、季節的波動や時間帯別繁閑に応じた層別を行い、STP（セグメンテーション・ターゲティング・ポジショニング）分析など各種分析手法により、ターゲットの優先順位を定め、ターゲットに応じた効果的・効率的な情報発信の対象となる利用者層を特定する。

また、最近のデジタル技術革新に着目し、「新たな道の駅」利用者のニーズに応じた情報発信が可能な手法・媒体など PR チャンネルを洗い出し、情報発信のコンテンツと媒体との組合せについて、町外各地で行われている事例などと比較しながら、多面的に検討を行う。

(2)文化拠点施設の整備・運営に関する官民の役割分担の明確化

近年、多くの自治体では、ヒト・モノ・予算などリソースが限られることから、ハード・ソフト両面において、民間のノウハウを活用することが求められており、必ずしも、これまでの枠組みに収まらない自由な発想による課題解決が必要とされ、本町が検討している「新たな道の駅」の設置・運営にあたってもこのような官民連携によるものを発想の基点としている。アイヌ文化の情報発信を行うにあたり、このような官民連携により、情報発信拠点の整備・運営を想定し、設置・運営の全体像を明らかにし、本町の実情にあった情報発信の具体的手法について取りまとめる。

ア. 後志地域のゲートウェイとして、ターゲットを想定したうえで、情報発信に必要となる施設の規模及び配置の調査・検討

本町では、「新たな道の駅」の整備方針を

- ① 広域観光振興及び産業振興のための拠点の形成
- ② 後志地域の交通結節点の形成
- ③ 町民の交流の場の形成

3つの機能に集約している。本町は、積丹半島の付け根に位置し、大都市札幌、観光地である小樽方面とニセコや道南とを結ぶルートの大要衝にあるほか、ウポポイ（白老町）を含む「アイヌ文化回廊」の一部を構成する後志地域のゲートウェイであることから、地域全体を俯瞰したうえで、訴求すべきターゲットを設定し、本町に必要な情報発信施設の規模及び配置を調査し、数案を想定し、それらの比較検討を行う。

イ. 町内の文化施設などアイヌ文化を視覚的に発信する「ショールーム」としての展示機能及び規模配置の検討

町内のアイヌ関連文化財や文化財を収蔵する施設などの情報の中から、ニーズに合致したもの、アイヌ文化の理解に欠かせない要素を取り出し、上記（2）アの施設規模で実現可能な内容について検討を行う。検討にあたっては、レイアウト（案）やコンテンツ（案）からなる「ショールーム」の概要を数案とりまとめ、それらの比較検討を行う。

ウ. 展示の企画・整備・運営の業務範囲の想定とそれに対応した官民の役割分担の検討

上記検討について、民間、行政がそれぞれ担う業務範囲について、基本構想、基本設計、実施設計及び施工といった企画・整備に係るもの、さらに15年～20年程度の運営に係るものなどを時系列に整理し、検討に資するよう数パターンにとりまとめる。それぞれは、比較検討を行い、次年度以降のアイヌ政策推進交付金事業の実施に結び付ける。

4. 成果品

本業務における成果品は次の(1)及び(2)に掲げるものとする。なお、提出にあたっては、(3)に掲げる事項に留意すること。

(1) 報告書

- ア. 調査報告書 3部(本体は、日本工業規格A列4版(A4)タテとする。)
- イ. 調査概要版 20部(本体は、A4タテとする。)
- ウ. 上記電子データ 1組(記録媒体DVD-R又はCD-R等に記録したもの)

(2) 内閣府「アイヌ政策推進交付金事業報告書」

- ア. 報告書 3部(別途指示する内閣府の報告書フォーマットによる)
- イ. 上記電子データ 3組(記録媒体DVD-R又はCD-R等に記録したもの)

(3) 留意事項

本業務は、内閣府の「アイヌ政策推進交付金事業」として認められ、実施することとしており、報告書の作成にあたっては、当該事業要綱等に従い、指定された報告書フォーマットの記載事項に留意の上、分かりやすく整理、作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等にあたり、内閣府からの情報提供や整理等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

本業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

また、本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

5. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携をとり、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を参照すること。
 - ア. 第4次余市町総合計画
 - イ. 余市町観光振興計画

- ウ. 余市町公共施設等総合管理計画
- エ. 第6次余市町社会教育中期計画
- オ. 余市町アイヌ施策推進地域計画
- カ. アイヌ政策推進交付金事業計画(余市町)
- キ. その他、必要と認められる資料

- (4) 本業務は、本町が別途委託して実施する「広域的な観光・交流拠点等形成のための道の駅再編基盤整備検討調査業務」による調査・検討の進捗を勘案しつつ、齟齬が生じないように行うものとする。
- (5) 調査終了後、報告書の内容について内閣府から問合せや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査の際等には適宜対応・協力すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。